

議案第9号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年5月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第100号）の施行に伴い国民健康保険税の介護納付金課税額の限度額を引き上げるとともに、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）等の施行に伴い国民健康保険税の課税の特例に関する規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものである。

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「9万円」を「10万円」に改める。

第11条中「9万円」を「10万円」に改める。

附則第14項を附則第16項とし、附則第10項から附則第13項までを2項ずつ繰り下げ、附則第9項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、同項を附則第11項とし、附則第8項中「第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第7項の見出しを削り、同項中「前項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第6項を附則第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第4項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則第5項中「金額」と、「」の次に「、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「」を加え、同項を附則第6項とし、附則第4項中「第35条第1項」の次に「、「第35条の2第1項」を加え、同項を附則第5項とし、附則第3項中「法第703条の5に」を「法第703条の5第1項に」に改め、同項の次に次の1項を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ

るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の次に1項を加える改正規定、附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分に限る。）、附則第5項の改正規定（同項を附則第6項とする部分に限る。）、附則第6項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定、附則第7項及び第8項の改正規定、附則第9項の改正規定（同項を附則第11項とする部分に限る。）並びに附則第14項を附則第16項とし、附則第10項から附則第13項までを2項ずつ繰り下げる改正規定 平成22年1月1日

(2) 附則第4項の改正規定（「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。）及び附則第5項の改正規定（「金額」と、「」の次に「「、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「」を加える部分に限る。） 平成22年4月1日

(3) 附則第9項の改正規定（「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。） 平成23年1月1日

(経過措置)

2 改正後の富津市国民健康保険税条例第2条第4項及び第11条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。